

議案第69号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査等に係る手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第4 11の項の(2)中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。